

## 旅費に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、一般社団法人青森県サッカー協会（以下、「本協会」という。）の用務により旅行する役員、職員、その他事務局長が認めた者に支給する旅費に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(旅費の種類)

第2条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、宿泊料、旅行雑費とする。

2 鉄道賃は、鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。

種類	支給要件
運賃	乗車に要する運賃
急行料金	乗車に要する急行料金 片道 50Km 以上 普通急行 片道 100Km 以上 特別急行
座席指定料金	特別急行・普通急行 100Km 以上

3 船賃は、水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。

種類	運賃の等級	1階級の区分のない場合	2階級に区分される場合	3階級に区分される場合
運賃		乗船に要する運賃	下級の運賃	中級の運賃
寝台料金		公務上必要のある場合		
座席指定料金		座席指定料金を徴する船舶運航する航路による旅行の場合		

4 航空賃は、航空旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。航空賃の額は、現に支払った旅客運賃による。

5 車賃は、次に掲げる区分に応じ、当該各号により支給する。

- (1) 公共交通機関（バス等）を利用した場合は、現に支払った実費額。
- (2) 悪天候等によりタクシーを利用せざるを得ない場合にあっては、必要最低限とし、必ず領収書を受領すること。
- (3) 私有車を使用する場合は、1キロメートル当たり30円（100円未満切り捨て）を支給する。
- (4) 原則として、市（町）内旅行には交通費は支給しない。ただし、平成15年以降に合併した市町村においては、現庁舎が位置する旧市町村以外の区域は（3）を適用する。
- (5) 駐車料金が発生した場合は、領収証により実費額を支給する。

6 宿泊料は、別表1により支給する。ただし、主催者の指定する宿泊施設に宿泊する場合はその料金を支給する。

7 旅行雑費は、交通費、宿泊費以外の諸雑費に対する実費弁償として、別表2の額を支給する。

(旅費の計算)

第3条 旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。但し、必要又は天災その他やむを得ない事情により、最も経済的な通常の経路及び方法によって旅行し難い場合は、その現状にあった経路及び方法によって計算する。

(補則)

第4条 私有車による事故が発生した場合、個人が加入する自動車保険にて対応することとする。

(改正)

第5条 この規則の改正は、理事会の決議を経て、これを行う。

附則

1 この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

2 この規則の改正は、平成26年11月30日から施行する。(2条)

3 この規則の改定は、令和4年4月1日から施行する。(1条、2条、4条)(令和4年3月19日理事会決議)

別表1 (第2条6項関係) 宿泊料

宿泊料 (1夜につき)	県内	実費支給(上限8,000円)
	県外	10,000円

別表2 (第2条7項関係) 旅行雑費

旅行雑費 (1日につき)	県内	なし
	県外	2,000円